

「ZEH化支援補助金」添付書類チェックシート

申請する項目に ○をつけてください。 (1と、2・3・4・5の 併用はできません。)	1	2	3	4	5	6
	ZEHの 新築又は 購入	太陽光 発電設備 の設置	蓄電池 設備 の設置	高断熱窓 への改修	HEMSの 設置	電気自動車 等充電設備 の設置
申請者 住所	佐野市					
申請者 氏名						確認期日： / /

チェック

● どの申請項目でも共通して提出する書類

① 同意書（様式第2号） ※R7.4.1以降の日付と申請者本人による署名（または記名・押印）があること。（記名のみは不可。）	
② 住宅の位置図 ※申請住宅の位置の周辺に目印となる建物等も含んだ地図になっていること。	
③ 住宅の全景の写真	
④ 太陽光発電設備及び蓄電池設備の配置図及び設置状況が確認できる写真(ZEHの新築又は購入の申請では不要) ※太陽光発電設備の配置図は、屋根の平面図でパネルの枚数や配置がわかるようになっているもの。 ※蓄電池設備の配置図は、住宅の平面図で蓄電池の位置がわかるようになっているもの。 ※太陽光発電設備の写真は、住宅の全景の写真にパネルの大部分が写っていれば、別途用意する必要はなし。住宅の全景の写真にパネルが写っていない場合で、写真の用意が困難であれば、地図アプリ等でのパネルが写った航空写真を提出すること。 ※蓄電池設備の写真は、通常は全体が映った写真のみで差し支えないが、蓄電池設備の設置の補助申請の場合は、蓄電池設備の全景写真に加えて、製品名及び型番が確認できる写真も提出すること。	
⑤ 余剰電力の売買に係る契約書の写し(ZEHの新築又は購入の申請では、再エネ設備の記載があるBELS評価書でも可) ・東京電力パワーグリッド株式会社が発行する「特定契約のご案内」や「接続契約のご案内」 ・一般社団法人太陽光発電協会JPEA代行申請センターが発行する「再生可能エネルギー発電事業計画の認定について(通知)」 ・東京電力エナジーパートナー株式会社による受付記載がある「電力受給契約（変更）申込書」 など ※契約日が昔の場合や契約書が電力会社から届かない場合は、直近においても余剰売電契約している（発電電力の自家消費がある）ことがわかる次のいずれかの書類を提出すること。 ・結線図の写し（太陽光発電設備が自家消費のための線につながっていることがわかり、住所・氏名の記載等から補助金申請者自宅の結線図であることがわかる、施工業者等が作成した書類であること。） ・電力管理システムのモニター画面写真等（発電電力を自家消費していることがわかるモニター画面写真と、そのモニターの製造番号の記載を含むモニター写真と、その製造番号と補助金申請者の住所・氏名が記載されている保証書等の書類の写しの3点セット。） ・直近の売電明細書の写し（契約者住所・氏名、売電単価、売電期間が記載されているもの。）	
⑥ 補助対象事業が完了した日が確認できる書類(工事完了引渡証明書(代表者印及び会社印が押印されたもの)の写し) ※ZEHの新築又は購入の申請は、検査済証や登記簿でも可 ※工事完了引渡日の記載があり、その日が1年以内であること。（完了日： / / ）	
⑦ 領収書の写し又は当該経費を支払ったことが確認できる書類の写し (清算書の写し、振込先表示のある請求書と振込票のセットの写しのうち、いずれかの書類) ※対象経費をすべて支払ったことが確認できること。（支払済み金額が⑨、⑩、⑬、⑯、㉑、㉒の書類の契約金額と一致すること。）	
1 ZEHの新築又は購入に関する書類	
⑧ BELS評価書の写し ※建築物の所在地が補助対象の住所、住宅であることが確認でき、「特記項目」の欄に『ZEH』又は『Nearly ZEH』と記載があること。	
⑨ ZEHの新築に係る工事請負契約書の写し又は購入に係る売買契約書の写し ※【裏面 注意1】	

チェック表や注意事項は裏面にも続きます。

2 太陽光発電設備の設置に関する書類	
⑩ 太陽光発電設備の設置に係る工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し ※【注意 1】	
⑪ 設置した太陽光発電設備の総発電容量が確認できるカタログの写し ※【注意 2】	
⑫ 設置した太陽光発電設備が新品であることが確認できる書類(保証書又は出荷証明書の写し等) ※【注意 3】	
3 蓄電池設備の設置に関する書類	
⑬ 蓄電池設備の設置に係る工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し ※【注意 1】	
⑭ 設置した蓄電池設備の総蓄電容量が確認できるカタログの写し ※【注意 2】	
⑮ 設置した蓄電池設備が新品であることが確認できる書類(保証書又は出荷証明書の写し等) ※【注意 3】	
4 高断熱窓への改修に関する書類	
⑯ 高断熱窓への改修に係る工事請負契約書の写し ※【注意 1】	
⑰ 改修した高断熱窓の全景、製品名及び型番が確認できる写真	
⑱ 住宅全ての窓の位置が確認できる平面図及び立面図	
⑲ 住宅全ての窓の熱貫流率が確認できるカタログの写し（性能証明書等） ※熱貫流率が2.33W/m ² ・K以下であることが確認できること。 ※【注意 2】 ※改修した窓だけでなく、既存の窓のカタログも提出すること。	
⑳ 高断熱窓への改修に要した資材が新品であることが確認できる書類(保証書又は出荷証明書等の写し) ※【注意 3】	
5 HEMSの設置に関する書類	
㉑ HEMSの設置に係る工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し ※【注意 1】	
㉒ 設置したHEMSの全景、製品名及び型番が確認できる写真	
㉓ HEMSを設置した位置が確認できる平面図	
㉔ 設置したHEMSのカタログの写し ※【注意 2】	
㉕ 設置したHEMSが新品であることが確認できる書類(保証書又は出荷証明書等の写し) ※【注意 3】	
6 電気自動車等充電設備の設置に関する書類	
㉖ 電気自動車等充電設備の設置に係る工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し ※【注意 1】	
㉗ 設置した電気自動車等充電設備の全景、製品名及び型番が確認できる写真	
㉘ 電気自動車等充電設備を設置した位置が確認できる平面図又は立面図	
㉙ 設置した電気自動車等充電設備のカタログの写し ※【注意 2】	
㉚ 設置した電気自動車等充電設備が新品であることが確認できる書類(保証書又は出荷証明書等の写し) ※【注意 3】	

※【注意 1】 - 途中で金額に変更が生じた場合には、すべての変更契約について、変更契約書の写しも提出すること。 - 契約金額が㉗の書類の支払済み金額と一致すること。 - 契約日、契約内容、契約者名が確認できること。契約書だけで製品の型番や経費の内訳などの契約詳細が十分にわからない場合、契約書に加えて、見積書、内訳書、明細書等の写しの提出も求めることがあります。
※【注意 2】 製品の型番が記載されていること。
※【注意 3】 - 製品の型番が記載されていること。 - 保証書の場合、補償される者として補助金申請者の住所・氏名が記載されていること。 - 出荷証明書の場合、その製品が補助金申請者の自宅に設置されることがわかる記載があること。

※ 上記内容を全てチェックし、申請時に受付窓口にて持参・提出することをお勧めします。
（本チェックシートの再確認により、受付時間の短縮にも繋がりますので、ご協力ください。）

【市役所記入欄】	
受付日	R . .
受付者	